○国土交通省告示第三百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新梨川

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県西八代郡市川三郷町下芦川の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十一年建設省告示第六百六十四号で指定した同号二に掲げる土地の区域及び昭和四十二年建設省告示第九百九十九号で指定した新梨川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°32′18.6047″	138°35′01.5566″
2	35°32′18.5593″	138°35′01.2638″
3	35°32′19.0670″	138°35′00.4575″
4	35°32′19.7909″	138°35′00.1769″
5	35°32′20.4054″	138°35′00.3206″
6	35°32′20.1330″	138°35′01.5606″
7	35°32′20.1225″	138°35′02.1108″
8	35°32′19.3972″	138°35′02.2194″
9	35°32′18.8686″	138°35′02.0145″

○国土交通省告示第三百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

金原沢Ｂ

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県浜松市天竜区石神の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線及び一点と十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°53′59.4124″	137°46′25.7819″
2	34°53′59.3438″	137°46′26.1265″
3	34°53′59.6716″	137°46′26.2034″
4	34°53′59.8710″	137°46′26.4920″
5	34°54′00.0866″	137°46′27.1381″
6	34°54′00.0810″	137°46′27.3086″
7	34°53′59.4476″	137°46′28.4649″
8	34°53′58.4337″	137°46′29.2299″
9	34°53′58.4786″	137°46′28.7222″
10	34°53′58.5046″	137°46′27.1733″
11	34°53′58.5106″	137°46′26.9893″
12	34°53′59.1102″	137°46′26.0718″
13	34°53′59.2260″	137°46′26.4185″
14	34°53′59.3045″	137°46′26.3788″
15	34°53′59.1644″	137°46′25.9888″
16	34°53′59.3178″	137°46′25.7542″

○国土交通省告示第三百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

天川谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

滋賀県高島市安曇川町上古賀の区域内の土地のうち、次の一点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第七号で指定した天川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°22′35.9375″	135°58′26.8056″
2	35°22′35.9531″	135°58′26.7247″
3	35°22′39.1125″	135°58′27.6293″
4	35°22′41.8695″	135°58′27.1579″
5	35°22′42.8571″	135°58′28.9579″
6	35°22′44.8599″	135°58′28.9425″
7	35°22′46.6929″	135°58′29.8113″
8	35°22′48.0123″	135°58′29.6346″
9	35°22′49.6939″	135°58′26.3628″
10	35°22′50.5103″	135°58′27.2327″
11	35°22′49.9652″	135°58′30.4892″
12	35°22′48.2631″	135°58′31.6481″
13	35°22′48.0447″	135°58′32.3502″
14	35°22′49.0987″	135°58′36.9281″
15	35°22′48.8820″	135°58′37.0070″
16	35°22′47.8202″	135°58′34.9125″
17	35°22′46.9083″	135°58′32.1606″
18	35°22′41.7440″	135°58′31.2821″
19	35°22′40.7073″	135°58′33.2090″
20	35°22′39.7599″	135°58′31.2003″
21	35°22′36.4879″	135°58′30.8816″
22	35°22′35.2242″	135°58′30.5197″
23	35°22′35.6162″	135°58′28.4785″

○国土交通省告示第三百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥南川

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県児湯郡新富町大字三納代の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°04′53.9354″	131°29′01.4306″
2	32°04′55.5134″	131°29′01.7881″
3	32°04′56.2458″	131°29′02.2010″
4	32°04′56.2034″	131°29′02.2942″
5	32°04′57.1828″	131°29′02.9467″
6	32°04′57.3340″	131°29′03.5841″
7	32°04′57.8119″	131°29′03.4994″
8	32°04′59.3271″	131°29′05.2972″
9	32°04′59.9596″	131°29′07.0131″
10	32°05′00.4714″	131°29′08.7687″
11	32°04′59.8272″	131°29′09.0139″
12	32°04′56.5964″	131°29′04.7975″
13	32°04′56.1026″	131°29′03.6531″
14	32°04′53.1456″	131°29′02.1049″
15	32°04′53.0535″	131°29′01.8078″

○国土交通省告示第三百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之